

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町ふる里の森条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第138号

## 【根拠条文】

(利用の許可)

第8条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

## 【基準】

根拠条文、第9条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (7) 許可を得ないで施設内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (8) 指定場所以外において火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき又は指定管理者が適当でないと 認めるとき。

## (公の施設の利用における措置)

第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(付属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日
--------	----

## 備考

<b>設 定 年 月 日</b> 平成 26 年 7 月 1 日 <b>最終</b>	<b>変更年月日</b> 年 月 日
--	--------------------